

国土交通省告示第四百四十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成十八年三月三十一日

国土交通大臣 北側 一雄

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道201号改築工事（飯塚庄内田川バイパス・福岡県飯塚市綱分字奈良林地内から同市多田字野黒見地内まで）並びにこれに伴う市道及び農業用水路付替工事

第3 起業地

- 1 収用の部分 福岡県飯塚市綱分字奈良林、有安字ウド、字尾崎、字大野地、字姉ヶ坂及び字寺ヶ坂並びに多田字向ノ山、字以ヶ月、字辻ヶ原、字吉ヶ坂、字長坂、字棚田、字水呑及び字野黒見地内
- 2 使用の部分 福岡県飯塚市綱分字奈良林、有安字尾崎並びに多田字以ヶ月、字辻ヶ原、字長坂及び字野黒見地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、福岡県飯塚市弁分字三十一地内から田川市大字弓削田字異国屋敷地内までの延長約9.7kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画とする「一般国道201号改築工事（飯塚庄内田川バイパス）並びにこれに伴う市道及び農業用水路付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一般国道201号改築工事（飯塚庄内田川バイパス）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に規定する一般国道に関する事業であり、また、本体事業の施工により遮断される市道の従来機能を維持するための付替工事は、同条第4号の市町村道に関する事業であり、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当し、本体事業の施工により遮断される農業用水路の従来機能を維持するための付替工事は、同条第5号に掲げる地方公共団体が設置する用水路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第1項の指定区間に該当することから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

得られる公共の利益

一般国道 201 号（以下「本路線」という。）は、福岡県福岡市を起点とし、飯塚市、田川市等を経由して同県京都郡苅田町に至る延長約 64 kmの九州北部を横断する主要幹線道路である。

本路線のうち、本件区間に対応する福岡県飯塚市片島三丁目地内から田川市大字弓削田字異国屋敷地内までの区間（以下「現道」という。）は、市役所、警察署、運転免許試験場、大学等の公共施設並びに一般住宅及び店舗が連たんする地域を通過するうえ、一般国道、県道、市道等との交差部が多数存するため、市街地及び周辺地域からの自動車交通が集中する区間となっているが、2車線道路であるため、交通容量の不足による慢性的な交通渋滞が発生している状況である。ちなみに、平成 11 年度道路交通センサスによると、福岡県飯塚市有井地点の自動車交通量は 26,588 台/日、混雑度は 1.63 に達している。

また、現道に存する烏尾峠は、道路構造令（昭和45年政令第320号）に定める最小曲線半径を満足していないカーブが 14 箇所も存在しており、幹線道路としての機能が十分に果たされているとはいえない状況である。

本件事業の完成により、自動車交通が通勤、通学等の地域内交通と通過交通とに分散され、現道における交通渋滞が緩和されるとともに、現道の線形不良箇所等を回避することが可能となり、安全かつ円滑な交通の確保に寄与するものと認められる。

なお、本件事業による生活環境等に及ぼす影響については、本件事業は環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者は、平成 6 年度及び平成 16 年度に「建設省所管事業に係る環境影響評価の実施について」（昭和 60 年建設事務次官通知）等に基づき環境影響評価を実施したところ、騒音については遮音壁等を設置することにより環境基準を満足し、その他の生活環境に係る項目は環境基準等を満足すると評価されている。この結果を踏まえ、起業者は、遮音壁等の設置を行うこととしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査等によると、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第75号）により、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物及び文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

事業計画の合理性

本件事業は、現道の交通渋滞の緩和を主な目的とし、道路構造令第 3 種第 1 級の規格に基づく 4 車線のバイパス道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本体事業の事業計画の基本的内容は、昭和 44 年 5 月 20 日に都市計画決定

され、平成5年6月16日に変更決定された都市計画、平成5年6月16日に都市計画決定された都市計画及び昭和41年10月17日に都市計画決定され、平成5年6月16日に変更決定された都市計画と整合しているものである。

さらに、本体事業の施工に伴う市道及び農業用水路付替工事の事業計画は、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画は、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は交通量が多く、交通渋滞が発生していることから、できるだけ早期に交通渋滞の緩和を図る必要があると認められる。

また、本路線沿線の地方自治体の長等からなる筑豊横断道路建設促進期成会及び田川地域国道整備促進期成会から、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 福岡県飯塚市役所